

## 2013 年度北野の谷戸の有害物質調査

北浦 恵美

(トトロのふるさと基金 調査部会)

### 要旨

北野の谷戸上流部から水田へ引き込まれて利用されている湧水の、有害物質調査を行った。湧水への有害物質汚染影響はみられなかったが、今後も定期的に監視調査を実施していきたい。

**キーワード**：不法投棄；廃棄物；監視調査；地下水；埋立地

### 調査の目的

狭山丘陵内は、残土埋め立て地・廃棄物処分場跡地・不法投棄地などが散在する状況にある。北野の谷戸近辺においても、谷戸上流部に不法投棄地、尾根の西約 150m に所沢市一般廃棄物最終処分場（現在は埋め立て終了）が立地している。廃棄物埋立地周辺では浸出水による地下水汚染等を要因とした有害物質汚染影響の懸念があるため、2009 年より継続的に監視調査を実施している。

2009 年に谷戸の水田予定地土壌及び地下水の有害物質調査を実施し、環境基準等を上回る汚染がないことを確認した（北浦・森 2010）。その後 2011 年には、北野の谷戸の復田が実施され、谷戸の湧水は水田利用されており、2011 年、2012 年にも有害物質調査を実施した（北浦 2012,2013）。本調査は、北野の谷戸における廃棄物埋立地からの湧水の有害物質汚染影響を把握することを目的とする。

### 調査の内容

上流部から水田へ引き込まれて利用されている湧水の有害物質調査を行った。例年調査を行っていた 6 月は雨量が少なかったため、北野の谷戸でも湧水が極端に少なくなり、本年は 2013 年 12 月に採水を行った。「人の健康の保護に関する項目（有害物質）」及び「生活環境の保全に関する項目」についての分析試験調査を実施した。

### 調査日時

2013 年 12 月 3 日（火）10 時 10 分 天候：晴れ 気温 10.5℃

採水時水温 5.0℃、

サンプリング実施者：堀井達夫・北浦恵美

分析機関：早稲田大学環境保全センター



写真 1 採水風景

### 調査地点

北野の谷戸北東の地点にて、サンプリングを行った。図 1 に調査地及びサンプリング地点を示す。

### 分析項目及び試験結果

分析項目及び試験結果を表 1 に示す。

人の健康の保護に関する項目（有害物質）については、全て基準値の 1/10 未満だった。（表 1）生活環境の保全に関する項目については、化学的酸素要求量（COD）が 7.9mg/L と、参考とする「環境基準（湖沼に関するもの・5mg/L）」を昨年に引き続き上回った（表 1）。COD の環境基準は河川においては適用されないが、水中の有機物による水質汚濁の指標とされるものであり、引き続き注視が必要である。他方、微生物の酸素消費量によって有機物量を示す BOD（生物化学的酸素消費量）は、1.3mg/L であり、環境基準 5mg/L を下回っていた。

2011 年調査時に 0.11mg/L だった全りんは今回は 0.09mg/L と参考とする環境基準 0.1mg/L を下回った（北浦 2012）。2009 年調査時に 6.8mg/L と高かった全窒素濃度は今回の調査では 0.09mg/L で同「生活環境の保全に関する基準（湖沼に関するもの・1mg/L）」を下回った（北浦・森 2010）。これらの項目の各年毎の値の変動を図 2 に示す。

### 評価と今後について

今回で 4 回目の調査となるが、これまでの調査では、北野の谷戸における廃棄物等による有害物質汚染影響はみられていない。生活環境の保全に関する項目では、2011 年に復田をして以降、COD・全りんがやや増加し、全窒素は減少した。今後、継続して監視調査を実施していきたい。

### 謝辞

本調査を行うに当たっては、早稲田大学自然環境調査室の竹内大悟氏に便宜を図って頂いただけではなく、多大なご協力を頂きました。心からお礼申し上げます。

### 引用文献

北浦恵美・森斌（2010）狭山丘陵における改変実態調査と自然復元の可能性について．2009 年度

地球環境基金助成調査研究 新しいナショナル・トラスト活動の手法に関する調査研究 : 11-68  
北浦恵美 (2012) 北野の谷戸の有害物質調査. トトロのふるさと基金自然環境調査報告書 9 : 18-21  
北浦恵美 (2013) 北野の谷戸の有害物質調査. トトロのふるさと基金自然環境調査報告書 10 : 14-15

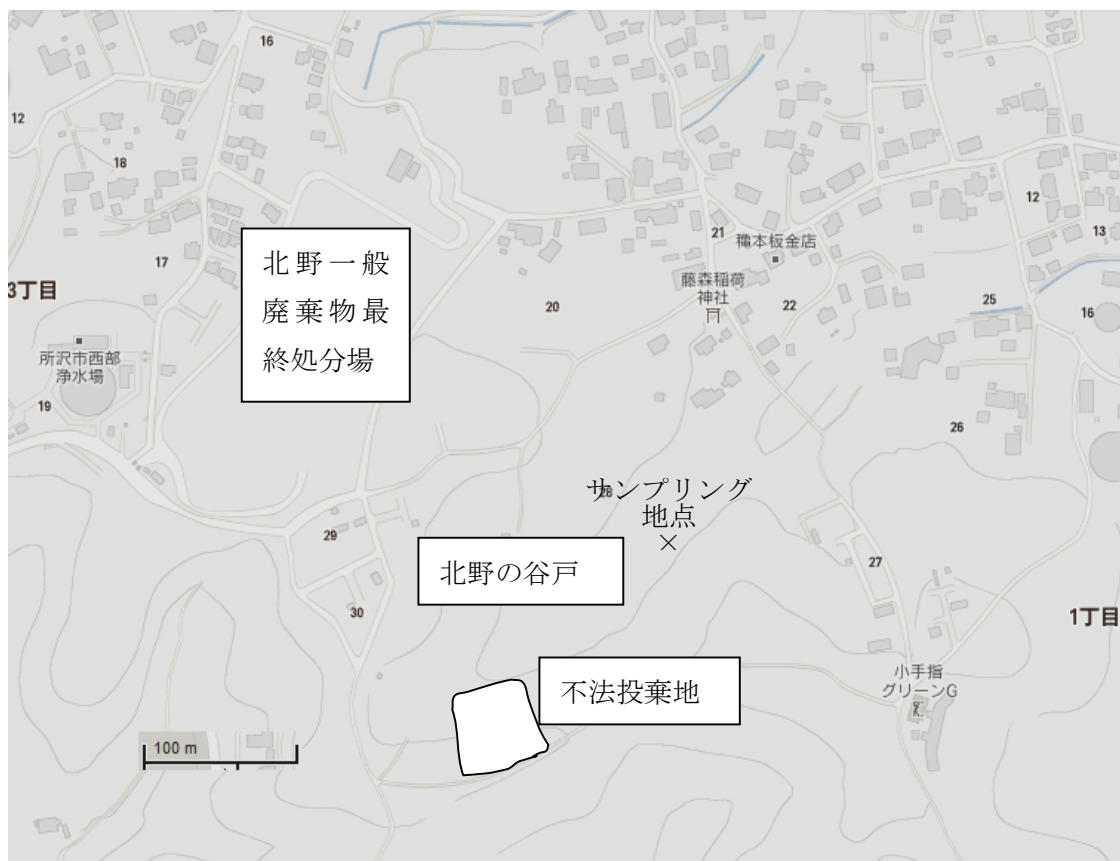


図 1 調査地点

表 1 分析項目と試験結果

| 分析項目            | 基準値          | 測定結果         | 測定方法                     | 基準値備考                                  |
|-----------------|--------------|--------------|--------------------------|--|
| 人の健康の保護に関する項目   |              |              |                          |  |
| カドミウム及びその化合物    | 0.003mg/L以下  | <0.0003mg/L  | JIS K 0102-55.3          | 水質汚濁に係る環境基準                            |
| 全シアン            | 検出されないこと     | <0.1 mg/L    | JIS K 0102-38.1, 2及び38.4 | //                                     |
| 鉛及びその化合物        | 0.01mg/L以下   | <0.001mg/L   | JIS K 0102-54.3          | //                                     |
| 砒素及びその化合物       | 0.01mg/L以下   | <0.001mg/L   | JIS K 0102-61.3          | //                                     |
| 総水銀             | 0.0005mg/L以下 | <0.00005mg/L | 昭和46年環告第59号付表1           | //                                     |
| PCB             | 検出されないこと     | <0.0005mg/L  | JIS K 0093               | //                                     |
| ジクロロメタン         | 0.02mg/L以下   | <0.002mg/L   | JIS K 0125.5.2           | //                                     |
| 四塩化炭素           | 0.002mg/L以下  | <0.0002mg/L  | JIS K 0125.5.2           | //                                     |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L以下  | <0.0004mg/L  | JIS K 0125.5.2           | //                                     |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/L以下    | <0.01mg/L    | JIS K 0125.5.2           | //                                     |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下   | <0.001mg/L   | JIS K 0125.5.2           | //                                     |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1mg/L以下      | <0.001mg/L   | JIS K 0125.5.2           | //                                     |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006mg/L以下  | <0.0006mg/L  | JIS K 0125.5.2           | //                                     |
| トリクロロエチレン       | 0.03mg/L以下   | <0.001mg/L   | JIS K 0125.5.2           | //                                     |
| テトラクロロエチレン      | 0.01mg/L以下   | <0.001mg/L   | JIS K 0125.5.2           | //                                     |
| 1,3-ジクロロプロパン    | 0.002mg/L以下  | <0.0002mg/L  | JIS K 0125.5.2           | //                                     |
| 1,4-ジキサン        | 0.05mg/L以下   | <0.005mg/L   | 公共用水域告示付表7               | //                                     |
| チウラム            | 0.006 mg/L以下 | <0.0006mg/L  | 昭和46年環告第59号付表4           | //                                     |
| シメジン            | 0.003 mg/L以下 | <0.0003mg/L  | 昭和46年環告第59号付表5           | //                                     |
| チオベンカルブ         | 0.02 mg/L以下  | <0.002mg/L   | 昭和46年環告第59号付表5           | //                                     |
| ベンゼン            | 0.01mg/L以下   | <0.001mg/L   | JIS K 0125.5.2           | //                                     |
| セレン及びその化合物      | 0.01mg/L以下   | <0.001mg/L   | JIS K 0102-62.3          | //                                     |
| ふっ素及びその化合物      | 0.8mg/L以下    | <0.08mg/L    | JIS K 0102-34.3          | //                                     |
| ほう素及びその化合物      | 1mg/L以下      | <0.1mg/L     | JIS K 0102-47.3          | //                                     |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10mg/L以下     | <1mg/L       | JIS K 0102-43            | //                                     |
| 生活環境の保全に関する項目   |              |              |                          |  |
| 水素イオン濃度         | 6.5以上8.5以下   | 7            | JIS K 0102-12.1          | 環境基準 河川水産3級<br>(コイ,フナ等 β-中腐水性水域の水産生物用) |
| 生物化学的酸素要求量(BOD) | 5mg/L以下      | 1.3 mg/L     | JIS K 0102-21, 32.3      | 環境基準 河川水産3級                            |
| 化学的酸素要求量(COD)   | 5mg/L以下      | 7.9 mg/L     | JIS K 0102-17            | 環境基準 湖沼水産3級                            |
| 浮遊物質量           | 50mg/L以下     | <5.0mg/L     | 昭和46年環告第59号付表9           | 環境基準 河川水産3級                            |
| n-ヘキサン抽出物質      | 5mg/L以下      | <0.5mg/L     | 昭和49年環告第64号付表6           | 排水基準                                   |
| 亜鉛及びその化合物       | 0.03mg/L以下   | <0.003mg/L   | JIS K 0102-53.3          | 環境基準 河川水産3級                            |
| 全窒素             | 1mg/L以下      | 0.9 mg/L     | JIS K 0102-45.2          | 環境基準 河川水産3種                            |
| 全りん             | 0.1mg/L以下    | 0.09mg/L     | JIS K 0102-46.3          | 環境基準 河川水産3種                            |
| 溶存酸素            | 5mg/L以上      | 9.5 mg/L     | JIS K 0102-32.1          | 環境基準 河川水産3級                            |

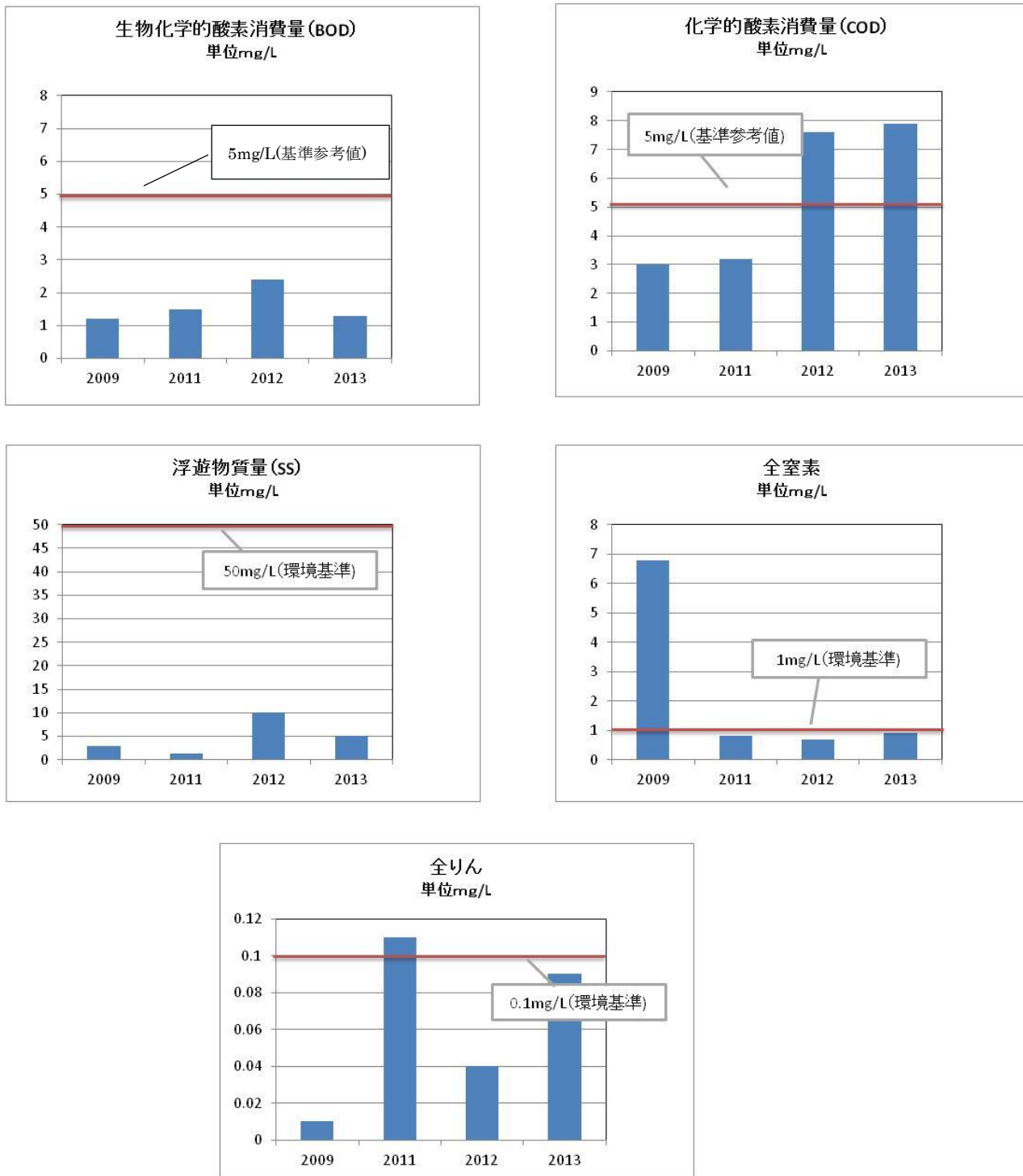


図 2 生活環境の保全に関する項目の経年変化